

進路だより 通過点

流山市立おおぐろの森中学校
令和6年2月6日
進路だより 第10号

◆公立高等学校の志願変更・希望変更を行う場合の日程

出願方法（郵送・持参・インターネット出願）に関わらず、志願変更や希望変更は、すべて同一方法での手続きとなります。

新たに志願変更・希望変更の書類（入学願書・変更願等）を作成する必要があります。

	生徒の動き
2月 6日(火)	出願日①
2月 7日(水)	出願日②
2月 8日(木)	出願日③ 倍率発表 17:00頃 変更先の高校名・学科を決定
2月 9日(金)	<志願変更者> ◆中学校で新たに入学願書・変更願を作成します。 <u>※三者面談を行う可能性があります。</u>
2月13日(火)	志願変更・希望変更の必要書類準備・手続き方法の確認
2月14日(水)	志願変更・希望変更日① (9:00~16:30) ◆先に志願した高校で、出願の取消及び変更の手続き(P.2以降参照)をします。 ◆新たに志願する高校で、各種書類を提出し、志願変更の手続き(P.2以降参照)をします。 ◆新たに志願する高校で受け取った受理証を中学校へ提出します。
2月15日(木)	志願変更・希望変更日② (予備日) (9:00~16:00)

◆志願変更・希望変更に必要な書類の作成を行います。書類に保護者の署名が必要になります。家庭と学校が密に連絡を取りながら作成する必要がありますので、連絡が取れるようにご準備ください。また、三者面談を行う可能性があります。

◆志願変更・希望変更をする場合、期間が短くなっておりまので、原則14日(火)に手続き完了していただきたいと思います。保護者の方もご準備をよろしくお願いたします。

◆志願変更 or 希望変更について◆

※志願変更・希望変更を行う生徒は、あらかじめ「入学願書」・「変更願」を該当校分記入し、準備しておきます。

I. 志願変更

志願した高等学校を変更する生徒は、1回に限り、先の志願を取り消して、新たに他の高等学校を志願することができます。

- 例： (ア) 千葉県立我孫子高等学校 普通科 ➡ 千葉県立柏陵高等学校 普通科
(イ) 千葉県立柏高等学校 理数科 ➡ 千葉県立鎌ヶ谷高等学校 普通科
(ウ) 千葉県立我孫子高等学校 普通科 ➡ 松戸市立松戸高等学校 普通科

II. 希望変更

志願した高等学校の本検査における選抜の種類、課程、学科、部の希望を変更したい生徒は、1回に限り、先の希望を取り消して、新たに希望することができます。

- 例： (ア) 千葉県立柏の葉高等学校 情報理数科 ➡ 千葉県立柏の葉高等学校 普通科
(イ) 千葉県立東葛飾高等学校 全日制 ➡ 千葉県立東葛飾高等学校 定時制
(ウ) 千葉県立松戸南高等学校 午前部 ➡ 千葉県立松戸南高等学校 午後部

<日程> 2月14日(水) 9:00~16:30
2月15日(木) 9:00~16:00

※2月14日(水)に、すべての手続きが終わるようにします。そのため、志願変更や希望変更を考えている場合は、保護者の方に動いていただく必要がある場合があります。

I. 志願変更の詳細について

(ア) 必要な書類について

- 志願変更願
- 入学願書等(新たに出願する高等学校へ)
- 写真2枚(貼付できるもの)
- 受検票(先に志願した高等学校で、出願時に受け取ったもの)
- 調査書
 - ・自己表現関連の書類(該当生徒のみ)
 - ・自己申告書(該当生徒のみ)
 - ・志願理由書(該当生徒のみ)

(イ) 検査料について

☞入学検査料については、

- *「県立→県立」の場合には、受検料はかかりません。
- *「県立→市立」の場合には、新たに納入が必要になります。(納入方法は高校ごと)
- *「市立→県立」の場合には、千葉県収入証紙2, 200円を購入する必要があります。
- *「県立(定・通)→県立(全)」の場合には、差額の県収入証紙1, 250円を購入する必要があります。

※入学願書の収入証紙貼付票の空所に「〇〇高等学校に・・・円納入済」と記入する。

下線部は、志願変更する高校によって変わります。

(ウ) 手続きの手順について

① 志願変更の意志を、事前に担任に申し出てください。

② 担任より『志願変更願』『新しい入学願書』を受け取り、必要事項を記入して提出します。
記載内容を確認した後、中学校長印を押して返却いたします。

<志願変更期間> 2月14日(水) 9:00 ~ 2月15日(木) 16:00

(先に志願した高等学校でのやりとり)

③ 2月14日(水)の午前中に『志願変更願』『受検票』を提出します。

④ 『志願取消証明書』等を受け取ります。

(この時点で、どの高等学校にも出願していない状況になります。)

(新たに志願する高等学校でのやりとり)

⑤ 『新しい入学願書』『志願取消証明書』『調査書』など、志願変更に必要な書類を提出し、
『受検票』『入学願書等受理証』を受け取ります。

以上で、志願変更が完了となります。中学校へ登校し、新たな書類を提出してください。

II. 希望変更の詳細について

(ア) 必要な書類について

●希望変更願

●受検票(先に志願した高等学校で、出願時に受け取ったもの)

- ・このほかに希望を変更することで必要になる書類
- ・赤ペン、定規(入学願書訂正用)

(イ) 検査料について

☞入学検査料については、

*「県立(全)→県立(定・通)」の場合には、入学願書の収入証紙貼付票の空所に「〇〇高等学校に2,200円納入済」と記入する。

*「県立(定・通)→県立(全)」の場合には、入学願書の収入証紙貼付票の空所に「〇〇高等学校に950円納入済」と記入し、差額の県収入証紙1,250円を購入し貼り付ける必要があります。

(ウ) 手続きの手順について

① 希望変更の意志を、事前に担任に申し出てください。

② 担任より『希望変更願』を受け取り、必要事項を記入して提出します。記載内容を確認した後、中学校長印を押して返却いたします。

<希望変更期間> 2月14日(水) 9:00 ~ 2月15日(木) 16:00

(志願した高等学校でのやりとりのみ)

③ 2月14日(水)の午前中に『希望変更願』『受検票』など、希望変更に必要な書類を志願した高等学校に提出します。

④ 志願した高等学校で『希望変更許可書』等を受け取ります。

⑤ その場で希望変更者が『入学願書』を訂正し、『受検票』が訂正されます。

以上で、志願変更が完了となります。中学校へ登校し、訂正された箇所を報告してください。